の一、一〇九五、一〇九六、一〇九七の一、一〇九七の二、一〇九七の二四、一〇九七の二七、一〇九七の二九、一〇九七の三七、一〇九七の三八、一〇九七の七九、一〇九七の八八、一〇九七の九六、一〇九七の一〇四、一〇九七の一二五、一〇九七の一三一、一〇九七の一三六、一〇九七の一四五、一〇九七の一六〇、一〇九七の一七〇、一〇九七の一七一、一〇九七の一七八、一〇九七の一八一、一〇九七の一九八、一〇九七の一九九、一〇九八の一、一〇九八の二、一〇九八の四、一〇九八の六から一〇九八の八まで、一〇九九の一、一〇九九の二、一〇九九の四、一〇九九の五、一一〇二、一一〇五、一一〇六の一、一一一〇の一、一一一〇の二、一一一二、一一一三、一一一四の一、一一一六の一、字堤上一一一八の一、一一二〇、一一二一、一一二一の二、一一二二、一一二六の二、字千三郎一一二七、一一二九から一一三一まで、一一三二の一、一一三二の三、一一三三の五、一一三四から一一三六まで、一一三八の二、一一三八の七、一一三九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十一月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県栗原市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、栗原市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十一月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県登米市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、登米市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十一月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

(一)　宮城県加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十一月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県加美郡色麻町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、色麻町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び色麻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十一月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

富山県富山市有峰字村川谷割一五・一六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一七、一八、一九の一、一九の二・一九の三（以上二筆国有林）、二〇の一、二〇の三から二〇の一〇まで（以上八筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字村川谷割二〇の三から二〇の七まで（以上五筆国有林）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十一月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栃木県大田原市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大田原市（次の図に示す部分に限る。）